



元水大第 84 号  
元建住第 122 号  
令和元年(2019年)5月23日

一般社団法人 長野県資源循環保全協会 様

長野県  
環境部長  
建設部長  
(公印省略)

建築物等の解体、改造及び補修作業に係るアスベスト（石綿）関連法規の  
遵守徹底について（通知）

本県の環境行政の推進にあたり、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。  
今般、県内において、アスベスト飛散防止対策が十分になされずに建築物の改修工事が行われた  
事案が発生しました。

解体工事にあっては、建築物に使用されているアスベスト含有建材の有無について、「既存建築  
物等におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る実施要領」により届出いただいていると  
ころですが、解体のみならず、改造、補修作業においても、大気汚染防止法により下記の事前調査  
等が義務付けられていますので、関連法規を再度点検し、徹底されるよう貴会員への周知をお願い  
いたします。

記

1 事前調査の実施及び発注者への説明の徹底

- (1) 建築物等の解体、改造又は補修の工事の受注者は、工事が特定粉じん排出等作業<sup>※注</sup>に該当する  
か否かについて、あらかじめ調査を行うこと。
- (2) 実施した事前調査の結果については、工事の発注者に対し、書面を交付して説明すること。
- (3) なお、説明を受けた発注者には、工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合、特定粉じん  
排出等作業の実施の届出を行う義務があること。

※注 特定粉じん排出等作業：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されて  
いる建築物や工作物を解体、改造又は補修する作業

2 事前調査の結果の掲示

調査の結果については、アスベストの有無にかかわらず、解体、改造又は補修の工事施工時に  
工事場所において周辺の住民等の公衆に見やすいように掲示すること。

3 作業基準の遵守

特定粉じん排出等作業を実施するにあたっては、大気汚染防止法第 18 条の 14 の規定による作  
業基準を遵守すること。

#### 4 その他

上記1に関する資料「解体等工事に係る石綿の事前調査について」を添付します。  
その他詳細については、以下の長野県ホームページをご覧ください。

○長野県ホームページ「アスベストに関する長野県の取り組み」

トップページ>暮らし・環境>自然・水・大気>大気・化学物質>アスベストに関する長野県の  
取り組み

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/taiki/asbestos/torikumi/index.html>)

環境部 水大気環境課 大気保全係 渡辺ゆかり(課長) 半田沙季絵(担当) 電 話 026-235-7177 ファクシミリ 026-235-7366 電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
---

建設部 建築住宅課 指導審査係 小林弘幸(課長) 田尻和久(担当) 電 話 026-235-7335 ファクシミリ 026-235-7479 電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp
---